

今後の基本的な進め方について

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

保護者や地域住民等の意見や要望を踏まえ、「子供たちにとって望ましい学習環境の整備と活力ある学校づくり」に向け、教育委員会としての基本的な考え方や方向性を整理し、基本方針を策定する。

(2) 実施計画

基本方針の策定後、地域の実情や特性を踏まえながら具体的な取り組みとその進め方、課題やその対応策等の検討を行い、実施計画を策定する。

2. 基本方針及び実施計画策定の流れ

(1) 基本方針

- ① 基本方針の策定にあたっては、今後実施する保護者及び市民向けアンケートの結果及び、紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の答申を参考にして素案を作成し、パブリックコメントを経て案を作成する。
- ② 教育委員会及び庁議を経て、基本方針を決定する。
- ③ 議会への報告を行う。

(2) 実施計画

- ① 実施計画の策定にあたっては、基本方針に基づき案を作成し、教育委員会及び庁議を経て決定する。
- ② 議会への報告を行う。

3. 推進体制

(1) 紀の川市立学校適正規模適正配置庁内検討委員会

①作業部会

庁内検討委員会の下部組織として、教育委員会関係職員により構成され、小中学校の適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案の策定等、庁内検討委員会で検討する案件についての整理調整を行う。

②庁内検討委員会

上記①の構成員に教育長・教育部長を加え、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案等の検討を行う。

(2) 教育委員会

基本方針案及び実施計画案等について協議を行い、紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会からの答申を真摯に受け止め、基本方針及び実施計画として決定する。

(3) 庁議

市長の事務執行に関する最高協議機関である庁議において、基本方針及び実施計画として決定する。

(4) 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会

教育委員会からの諮問に応じ、小中学校適正規模適正配置に係る基本的な考え方や方向性を決定するため、調査・審議して答申を行う。

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会 会議スケジュール（案）

会議	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
年月日	R2.10.13	R3.1月	R3.3月	R3.7月	R3.9月	R3.11月	R4.1月	R4.3月
会議内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長選出 ○諮問 ○検討委員会の運営及び審議について ○現状把握及び概要説明 ○アンケート調査について 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状把握 児童生徒数と学級数の推移 ○課題整理 ○アンケート調査について ○意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート調査内容の協議・決定 ○意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート調査結果及び分析報告 ○適正規模・適正配置の基本的な考え方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正規模・適正配置の基本的な考え方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正規模・適正配置の基本的な考え方について協議・決定 (答申素案) 	<ul style="list-style-type: none"> ○答申（案）の協議・決定 ○答申 	

今年度以降の進め方について（案）

